

◆ 保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、介護給付費等がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

必要な介護給付費等の費用額

×

65歳以上の方の負担分23%

÷

65歳以上の方の人数

=

令和6年度から令和8年度までの
保険料基準額 81,000円（年額）

基準額を基礎として、住民税の課税状況や所得によって保険料段階を設定します。

保険料段階については、低所得者に配慮するとともに、より負担能力に応じた保険料設定とするため、13段階に設定しています。

基準額：月6,750円（年81,000円）

令和7年度					
所得段階	対象者			基準額に対する負担割合	年間保険料 （軽減前）
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯			基準額 ×0.285 （0.455）	23,160円 （36,960円）
	本人が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円以下の方		
第2段階			課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円超え120万円以下の方	基準額 ×0.485 （0.685）	39,360円 （55,560円）
第3段階			課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超えの方	基準額 ×0.685 （0.69）	55,560円 （55,920円）
同じ世帯に課税者がいる方		第4段階	課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円以下の方	基準額 ×0.90	72,960円
		第5段階 （基準額）	課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円超えの方	基準額 ×1.00	81,000円
第6段階	本人が住民税課税		合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	97,200円
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	105,360円
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	121,560円
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	137,760円
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	153,960円
第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	170,160円
第12段階			合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	186,360円
第13段階			合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	194,400円

※第1段階から第3段階は公費投入後の低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。
なお、（ ）内が軽減措置適用前の率及び額です。

※課税年金収入額とは、老齢基礎年金など税法上課税の対象となる年金の収入額をいい、遺族・障害年金などの税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。

※所得とは、収入から必要経費などを控除した額です。

今回お送りした保険料通知については、令和6年度の課税状況をもとにした仮徴収額となっております。
令和7年度の保険料（本算定）については、令和7年4月1日現在のご本人と同一世帯の方の住民税の課税状況をもとに7月1日に決定し、通知します。